

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
平成 30 年 8 月 29 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1700300号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800063号

第1 結論

請求者のA社における平成25年3月21日から平成27年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成25年3月から平成27年8月までの標準報酬月額については、26万円から30万円とする。

平成25年3月から平成27年8月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成25年3月から平成27年8月までの訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和50年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成25年3月21日から平成27年9月1日まで

A社に勤務していた期間のうち、請求期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額を改定する届出が厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に行われたため、改定後の記録は厚生年金保険の給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。勤務していた期間の給与明細書を提出するので、請求期間の標準報酬月額を訂正し、将来の年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録により、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は当初26万円と記録されていたところ、事業主は、当該期間における請求者の健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届等を、厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年10月10日及び平成30年6月12日に年金事務所に対して提出し、これに基づき、当初の標準報酬月額(26万円)に加えて、請求期間の標準報酬月額について、厚生年金保険法第75条本文の規定により保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として、平成25年3月から同年8月までの期間は32万円、同年9月から平成26年6月までの期間は34万円、同年7月から平成27

年8月までの期間は38万円とそれぞれ記録されている。

しかしながら、事業主から提出された請求者の請求期間に係る賃金台帳及び請求者から提出された当該期間に係る給料支払明細書により、当該期間の各月の給与から控除されている厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額（30万円）は、訂正前のオンライン記録の標準報酬月額（26万円）よりも高いことが確認できる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得時の標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる月の報酬月額に見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業主から提出された賃金台帳及び請求者から提出された給料支払明細書により確認できる当該期間に係る厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額から、30万円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の当該期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額変更届を、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成29年10月10日に年金事務所に対して提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1800070号
厚生局事案番号 : 関東信越(厚)第1800064号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和29年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成19年9月1日から平成26年3月27日まで

A社の事業主であった期間のうち、請求期間に係る標準報酬月額の記録が15万円とされているが、当該記録の算定の基礎となる平成19年9月の定時決定に係る被保険者報酬月額算定基礎届を提出した事実はない。

当時、事業所には他に勤務するものはおらず、自身も入院していたためこのような届出を行うことは不可能であり、当該届出書の作成及び届出は、社会保険事務所(当時)職員が行ったと思われる。請求期間の厚生年金保険の標準報酬月額の記録を算定前の記録である36万円に訂正し年金額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

請求者の請求期間に係るオンライン記録によると、平成19年9月の定時決定において、標準報酬月額が15万円と記録されていることが確認できることから、当該定時決定について遡及処理等の不合理な処理が行われた記録は見当たらない。

また、日本年金機構から提出された、請求者に係る平成19年9月の定時決定に係る被保険者報酬月額算定基礎届に、社判及び代表取締役印が押印されていることが確認できる上、書き換え等の不適正な処理が行われた形跡は見当たらない。

さらに、A社は既に解散し、厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主である請求者に、請求期間に係る給与の支給額及び厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる資料を求めたが、当該資料が提出されなかったことから、当該期間における給与の支給額及び厚生年金保険料の給与からの控除について確認することはできない。

なお、請求者の住所地を管轄区域とする税務署及び市役所に対して、請求者の請求期間に係る給与の支給額及び厚生年金保険料の給与からの控除を確認できる資料を請求したが、当該資料はない旨回答があった。

このほか、請求者の請求期間における請求者の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：関東信越（受）第 1800139 号
厚生局事案番号：関東信越（厚）第 1800062 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 4 年 3 月 1 日から平成 7 年 3 月 21 日まで

請求期間に A 社に正社員として勤務していたが、年金記録を確認したところ、同社に係る厚生年金保険被保険者記録がなかった。給与明細書は処分してしまったが、給与からは厚生年金保険料が控除されていたと思う。調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者は、請求期間に A 社で正社員として勤務し、給与からは厚生年金保険料が控除されていたと主張しているところ、同社の現在の代表取締役（請求期間当時は取締役）及び請求期間に同社に厚生年金保険の被保険者記録がある同僚の回答により、期間の特定はできないものの、請求者が同社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、請求者に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、請求期間当時の代表取締役は既に死亡しており、現在の代表取締役は、請求者の雇用形態、勤務形態、給与の支払及び厚生年金保険料控除が確認できる資料はなく、当時の状況は不明と回答している。

また、請求期間当時の経理担当者を含む複数の同僚に照会をしたが、いずれも請求者の雇用形態及び社会保険の加入については不明と回答している。

さらに、A 社の社会保険事務を受託している社会保険労務士から提出された同社に係る健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の「被保険者台帳」（社会保険に係る事項を被保険者別一覧に記録した台帳）には、昭和 50 年 7 月から平成 7 年 9 月までの期間に同社で被保険者資格を取得した者の記録が記載されているが、同台帳に請求者の氏名はない。

加えて、請求者は請求期間に係る給与明細書を保管していないほか、請求期間に請求者が居住していた B 市の税務課及び A 社の会計業務を受託していた税理士法人は、保存期限が経過しているため、請求期間における請求者の給与の支払及び保険料控除が確認できる資料はないと陳述している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。